

JIS

ゴム用配合剤－有機薬品－第4部：略語

JIS K 6220-4 : 2016

(JRMA/JSA)

平成 28 年 8 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタン ト・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	齊 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.8.22

官 報 公 示：平成 28.8.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 この規格で使用する表記法	1
3 加硫促進剤, 共架橋剤及び加硫剤	2
4 活性剤及び加工助剤	7
5 加硫遅延剤	8
6 老化防止剤, 酸化防止剤及びオゾン亀裂防止剤	8
6.1 ビスフェノール系老化防止剤の命名方法	8
6.2 老化防止剤, 酸化防止剤及びオゾン亀裂防止剤の略語並びに名称	8
7 可塑剤及び軟化剤	11
7.1 可塑剤及び軟化剤の命名方法	11
7.2 可塑剤及び軟化剤の略語及び名称	11
8 発泡剤	13
9 イソシアネート	13
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	15
解 説	18

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ゴム工業会（JRMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 6220 の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS K 6220-1** ゴム用配合剤－有機薬品－試験方法－第 1 部：全般
- JIS K 6220-2** ゴム用配合剤－試験方法－第 2 部：有機加硫促進剤及び有機加硫剤
- JIS K 6220-3** ゴム用配合剤－試験方法－第 3 部：老化防止剤
- JIS K 6220-4** ゴム用配合剤－有機薬品－第 4 部：略語

ゴム用配合剤—有機薬品—第4部：略語

Rubber compounding ingredients—Organic chemicals—
Part 4: Abbreviated terms

序文

この規格は、2010年に第4版として発行されたISO 6472を基に、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格に規定されていない略語及び項目を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、ゴム用配合剤として一般に使用されている化合物の略語について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 6472:2010, Rubber compounding ingredients—Symbols and abbreviated terms (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 この規格で使用する表記法

2.1 この規格の略語は、体系的な命名法から特定されたものではなく、産業界の共通慣例に由来している。また、この規格の略語は、既存の商品名と相いれないものではなく、ゴム用配合剤を表すための補足的な使用を意図している。

2.2 この規格の略語を表記するとき、文章への最初の記載には、化学名の後ろに括弧書きで表記しなければならない。

2.3 この規格の略語は、ゴム用配合剤を全て網羅しているわけではない。記載されていないゴム用配合剤の略語は、今後の規格改正によって追加することを目的としている。

2.4 この規格の各表には、一つ若しくは複数の化学名又は慣用名、国際純正・応用化学連合 [International Union of Pure and Applied Chemistry (IUPAC)] の名称及びケミカルアブストラクトサービス登録番号 [Chemical Abstracts Service Registry Number (CAS RN)] を記載した。幾つかのゴム用配合剤は、複数の化合物を表す総称名を記載した。また、反応生成物及び重合物は、詳細な化学組成を記載できない。これらの場合、IUPAC名は“特定できない”とし、CAS RNは“該当なし”とした。

2.5 この規格では、りん酸塩には文字Pを使用する。

なお、JIS K 6899-3では、りん酸塩には文字Fが使用されているが、一般的に文字Pは、りん酸塩及びその他のりん化合物を示し、文字Fは、ふっ素及びその化合物を示すため、この規格においてりん酸塩を